

美深町地域防災計画

資料編

資料編目次

資料-1	美深町防災会議条例	1
資料-2	美深町災害対策本部条例	3
資料-3	美深町防災会議委員名簿	4
資料-4	災害危険区域・箇所	5
	(1)天塩川水防区域(国管理区間)	5
	(2)天塩川水系水防区域(知事(道)管理区間)	8
	(3)土石流危険溪流	8
	(4)地すべり危険箇所	8
資料-5	各団体連絡責任者等	10
資料-6	災害情報等報告取扱要領	11
資料-7	避難所関係	20
	(1)指定避難所	20
	(2)指定緊急避難場所	21
	(3)避難者登録カード・避難者リスト	22
資料-8	医療関係	24
	(1)医療関係機関電話番号	24
資料-9	ヘリポート	25
	(1)ヘリポート作成要領	25
	(2)ヘリポートの状況	26
資料-10	自衛隊災害派遣要請	27
資料-11	除雪路線	29
	(1)国道	29
	(2)道道	29
資料-12	水防資機材等の状況	31
資料-13	水防工法	32
	(1)表むしろ張り工(ビニールシート使用)	32
	(2)改良土のう積工	33
	(3)木流し工	34
	(4)月の輪工	34
資料-14	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	36
資料-15	緊急通行車両確認証明書	37
資料-16	緊急通行車両標章	37
資料-17	災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定	38
資料-18	北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱	40
資料-19	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領	43
資料-20	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	45
資料-21	北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	47
資料-22	北海道防災ヘリコプター緊急運航・救急患者緊急搬送手順・対応	48
資料-23	北海道広域消防相互応援協定	48
資料-24	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	51
資料-25	「かみかわの絆 19」～上川管内町村広域防災に関する決議～	53
資料-26	災害の被害認定基準について	55

<書式・様式>.....	56
別記第1号様式 災害情報速報.....	56
別記第2号様式 公用令書等（別表 第1号様式～6号様式）.....	57
別表 第1号様式.....	57
別表 第2号様式.....	57
別表 第3号様式.....	58
別表 第4号様式.....	58
別表 第5号様式.....	59
別表 第6号様式.....	59
別記第3号様式 避難者世帯名簿.....	60
別記第4号様式 避難所収容台帳.....	61
別記第5号様式 避難所設置及び収容状況.....	61
別記第6号様式 救助種目別物資受払簿.....	62
別記第7号様式 被災者救出状況記録簿.....	62
別記第8号様式 輸送記録簿.....	63
別記第9号様式 炊き出し給与状況.....	63
別記第10号様式 飲料水の供給簿.....	64
別記第11号様式 世帯構成員別被害状況.....	64
別記第12号様式 物資購入（配分）計画表.....	65
別記第13号様式 物資の給与状況.....	65
別記第14号様式 物資給与及び受領簿.....	66
別記第15号様式 救護班活動状況.....	66
別記第16号様式 医療実施状況.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
別記第17号様式 助産台帳.....	67
別記第18号様式 学用品の給与状況.....	68
別記第19号様式 応急仮設住宅台帳.....	68
別記第20号様式 住宅応急修理記録簿.....	69
別記第21号様式 死体の捜索状況記録簿.....	69
別記第22号様式 死体処理台帳.....	70
別記第23号様式 埋葬台帳.....	70
別記第24号様式 障害物除去の状況.....	71
別記第25号様式 賃金作業員雇用台帳.....	71
別記第26号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票.....	72
別記第27号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書.....	73
別記第28号様式 救急患者の緊急搬送情報伝達票.....	74
別記第29号様式 自衛隊派遣要請書.....	75
別記第30号様式 自衛隊撤収要請書.....	75
別記第31号様式 公費負担命令書(水防法).....	76
別記第32号様式 水防活動実施報告.....	77
別記第33号様式 罹災証明願.....	78
別記第34号様式 罹災証明書.....	79
別記第35号様式 罹災届出証明願.....	80
別記第36号様式 罹災届出証明書.....	81
別記第37号様式 被害認定再調査申請書.....	82
別記第38号様式 罹災証明書（再認定）.....	83
別記第39号様式 被災証明願.....	84
別記第40号様式 被災証明書.....	85
別記第41号様式 被災届出証明願.....	86
別記第42号様式 被災届出証明書.....	87
別記第43号様式 罹災台帳 兼 罹災証明書等交付台帳.....	88
別記第44号様式 被災者台帳.....	89

資料-1 美深町防災会議条例

〔昭和 38 年 3 月 11 日〕
〔条 例 第 1 4 号〕

改正 昭和 43 年 3 月 13 日条例第 9 号

平成 12 年 3 月 22 日条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第 6 項の規定に基づき、美深町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 美深町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること
- (3) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条の水防に関する事項を調査審議すること
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は町長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 町の教育委員会の教育長
 - (6) 町の消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) その他の公共的機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 第 5 項第 5 号の委員の任期は 2 年とする。但し、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任させることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議はその定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各号に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年条例第9号)

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第16号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月17日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料-2 美深町災害対策本部条例

〔昭和38年3月11日
条例第15号〕

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき美深町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年10月24日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料-3 美深町防災会議委員名簿

	役職	機関種別	機 関 名	役 職
1	会長	美深町	美深町	町長
2	委員	指定地方行政機関	旭川開発建設部名寄河川事務所	所長
3		指定地方行政機関	旭川開発建設部士別道路事務所	副所長
4		自衛隊	陸上自衛隊名寄駐屯地第3普通科連隊	第3中隊長
5		北海道	上川総合振興局北部森林室	室長
6		北海道	旭川建設管理部美深出張所	所長
7		北海道	上川農業改良普及センター上川北部支所	支所長
8		北海道警察	北海道美深警察署	署長
9		美深町教育委員会	美深町教育委員会	教育長
10		消防団	美深消防団	団長
11		指定公共機関	北海道電力(株)名寄ネットワークセンター	所長
12		指定公共機関	東日本電信電話(株)北海道事業部北海道北支店	支店長
13		指定公共機関	日本郵便株式会社美深郵便局	局長
14		指定地方公共機関	美深土地改良区	理事長
15		公共的団体	北はるか農業協同組合	代表理事組合長
16		公共的団体	上川北部石油業協同組合美深支部	代表
17		公共的団体	美深町商工会	会長
18		公共的団体	美深町社会福祉協議会	会長
19		公共的団体	美深町自治会連合会	会長
20		美深町	美深町	副町長
21		美深町	総務課	課長
22		美深町	農務課	課長
23		美深町	保健福祉課	課長
24		美深町	住民生活課	課長
25		美深町	建設水道課	課長
26		消防	上川北部消防事務組合美深消防署	署長

資料-4 災害危険区域・箇所

(1) 天塩川水防区域（国管理区間）

河川名	種別	左右岸	築堤・工作物等	距離標 (km)	延長 (km)	重要度
天塩川	堤防高	左岸	小車	107.0～109.8	1.99	A
天塩川	堤防高	左岸	恩根内左岸	111.0～114.0	2.91	A
天塩川	堤防高	左岸	紋穂内左岸	114.0～122.0	7.03	A
天塩川	堤防高	左岸	川西	124.6～131.0	6.16	B
天塩川	堤防高	右岸	楠	105.0～108.8	3.69	A
天塩川	堤防高	右岸	恩根内右岸	109.0～114.6	5.04	A
天塩川	堤防高	右岸	紋穂内右岸	117.4～119.8	2.30	A
天塩川	堤防高	右岸	美深パンケ	120.2～120.8	0.76	A
天塩川	堤防高	右岸	美深パンケ	120.8～121.0	0.25	B
天塩川	堤防高	右岸	美深パンケ	121.0～123.4	1.98	A
天塩川	堤防高	右岸	美深パンケ	123.4～125.2	1.70	B
天塩川	堤防高	右岸	美深パンケ	125.2～125.4	0.19	A
天塩川	堤防高	右岸	美深パンケ	125.4～126.0	0.77	B
天塩川	堤防高	右岸	美深右岸第一	126.0～133.0	5.93	B
天塩川	堤防高	右岸	美深	133.4～133.9	0.53	B
天塩川	堤防断面	左岸	小車	107.0～107.2	0.19	B
天塩川	堤防断面	左岸	小車	107.2～108.2	0.90	A
天塩川	堤防断面	左岸	小車	109.2～109.8	0.82	B
天塩川	堤防断面	左岸	川西	128.0～128.2	0.13	B
天塩川	堤防断面	右岸	楠	105.0～105.6	0.34	B
天塩川	堤防断面	右岸	楠	106.0～106.2	0.20	A
天塩川	堤防断面	右岸	楠	106.2～106.8	0.49	B
天塩川	堤防断面	右岸	楠	106.8～107.2	0.43	A
天塩川	堤防断面	右岸	楠	107.2～107.4	0.26	B
天塩川	堤防断面	右岸	楠	107.4～107.6	0.31	A
天塩川	堤防断面	右岸	楠	107.6～107.8	0.18	B
天塩川	堤防断面	右岸	楠	107.8～108.0	0.09	A
天塩川	堤防断面	右岸	楠	108.0～108.6	0.67	B
天塩川	堤防断面	右岸	楠	108.6～108.8	0.20	A
天塩川	堤防断面	右岸	恩根内右岸	113.0～113.4	0.38	B
天塩川	堤防断面	右岸	恩根内右岸	113.4～114.0	0.55	A
天塩川	堤防断面	右岸	紋穂内右岸	119.6～119.8	0.20	A
天塩川	堤防断面	右岸	美深パンケ	121.0～122.0	1.01	B
天塩川	堤防断面	右岸	美深パンケ	122.4～123.8	1.21	B
天塩川	堤防断面	右岸	美深パンケ	124.2～124.4	0.16	B
天塩川	堤防断面	右岸	美深パンケ	125.2～126.0	0.96	B
天塩川	漏水	左岸	川西	126.3～128.2	1.92	B
天塩川	水衝・洗掘	左岸	恩根内左岸	113.9～114.0	0.11	A

河川名	種別	左右岸	築堤・工作物等	距離標 (km)	延長 (km)	重要度
天塩川	水衝・洗掘	左岸	川西	128.5～128.7	0.12	B
天塩川	水衝・洗掘	右岸	楠	107.3～107.4	0.26	B
天塩川	工作物	—	小車大橋	109.44	—	A
天塩川	工作物	—	恩根内大橋	112.12	—	A
天塩川	工作物	—	紋穂内橋	118.55	—	A
天塩川	工作物	—	美深大橋	121.10	—	B
天塩川	工作物	—	美深橋	127.96	—	A

平成30年度 旭川開発建設部「天塩川重要水防区域調査」から抜粋

種別	重要度A 水防上最も重要な区間	重要度B 水防上重要な区間
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の1/2未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ1/2以上確保されている箇所。
法崩れ すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れまたはすべりが発生するおそれのある箇所です。必要の対策が未施工の箇所。
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡または旧川跡の堤防であること。あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所です。必要の対策が未施工の箇所。
水 衝 洗 掘	水衝部にある堤防の全面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たさない箇所。

(2)天塩川水系水防区域（知事（道）管理区間）

平成 24 年 3 月現在

水系名	河川名	左右岸	起点	地区名	終点	地区名	延長 (km)	重要度	有無	築堤	備考	
				位置名称		位置名称						
天塩川	美深川	右岸	起点	西三条	終点	東四条	1.4km	B	有	有	樋門 2-7 区間	
				天塩川合流点		JR 美深川橋						
				0km								
天塩川	美深川	右岸	起点	西三条	終点	東四条	1.4km	B	有	有	樋門 2-7 区間	
				天塩川合流点		JR 美深川橋						
				0km								

(3)土石流危険溪流

図番号	溪流番号	溪流名
土 001	II 44-0070	六郷一の沢川
土 002	II 44-0080	ホウトクベツの沢川
土 003	II 44-0090	報徳一の沢川
土 004	II 44-0100	報徳二の沢川
土 005	II 44-0110	小車の沢川
土 006	II 44-0300	オキ十二線の沢川
土 007	II 44-0310	東二号の沢川

(4)地すべり危険箇所

図番号	箇所番号	箇所名
地 001	252	豊清水
地 002	253	紋穂内
地 003	254	報徳(1)
地 004	255	報徳(2)
地 005	469	仁宇布

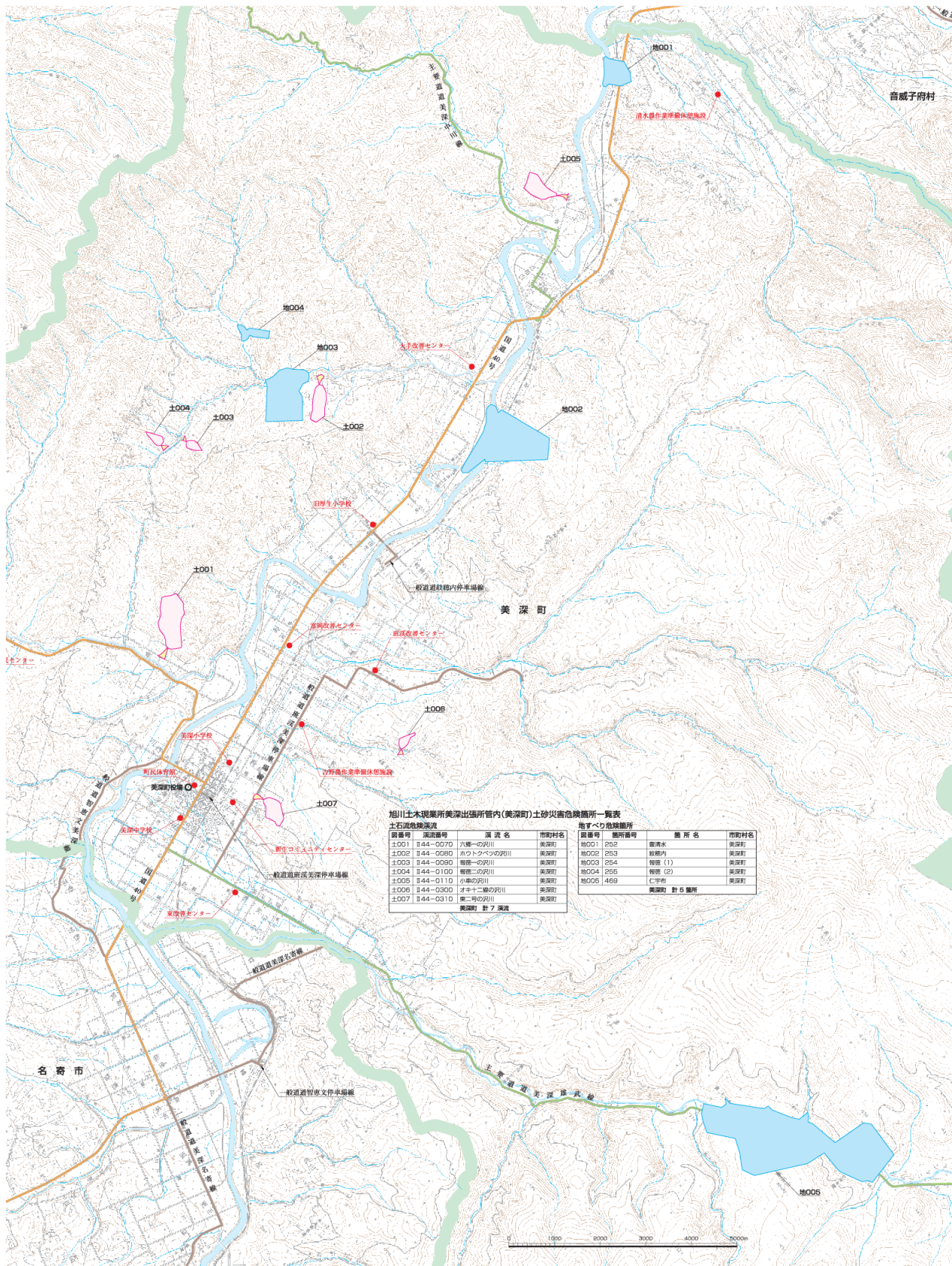


図4-2 土石流危険渓流・地すべり危険箇所位置図

資料-5 各団体連絡責任者等

表 各地区の自治会長の連絡先一覧表(令和元年度)

地区名	会 長 名	電話 市外局番 (01656)	住所
第 一 自 治 会	佐 藤 智 三	2-1792	美深町東2条南6丁目
第 二 自 治 会	上 坂 貢	2-2197	美深町字西1条南3丁目
第 三 自 治 会	苫米地 正	2-1047	美深町字東1条北1丁目
第 四 自 治 会	本 平 武 士	2-1696	美深町字西町26番地
第 五 自 治 会	藤 原 芳 幸	2-1155	美深町字大通北5丁目
新 生 自 治 会	越 智 茂 信	2-3797	美深町東6条北3丁目
仁 宇 布 自 治 会	野 村 政 弘	2-2120	美深町字仁宇布529番地
東 自 治 会	十 亀 孝 宣	2-3566	美深町字辺溪23番地
南 自 治 会	村 田 博 美	2-3454	美深町西3条南4丁目
敷 島 自 治 会	佐 藤 昭 二	2-3599	美深町字敷島38番地
吉 野 自 治 会	森 元 康 好	2-3743	美深町字吉野216番地5
富 岡 自 治 会	中 尾 道 廣	2-3621	美深町字富岡145番地
斑 溪 自 治 会	遠 藤 一 昭	2-3721	美深町字斑溪366番地
川 西 自 治 会	三 田 輝 雄	2-3800	美深町字六郷121番地
玉 川 自 治 会	竹 本 学	2-3418	美深町字玉川55番地
西 紋 自 治 会	石 崎 正 美	2-3691	美深町字西里43番地
恩 根 内 自 治 会	山 形 重 隆	4-1119	美深町字清水342番地

表は、年度毎に更新し、総務部で別途保管する。

資料-6 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害又は住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村の被害が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、様式1により速やかに報告すること。
この場合、災害の経過に応じ、把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後直ちに様式2により報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、様式2により報告すること。なお、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報・中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により速やかに報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表のとおりとする。

様式 1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報			
報 告 時 間	月 日 時 分現在	発受信日時	月 日 時 分
発 信 機 関		受信機関	
発 信 者		受信担当者	
発 生 場 所			
発 生 日 時	月 日 時 分	災害の原因	
気象等の状況	雨 量 河川水位 潮位波高 風 速 そ の 他		
ライフライン関係の状況	道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲料水) 電 気 そ の 他		
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名称) (設置日時) 月 日 時 分設置 (名称) (設置日時) 月 日 時 分設置		
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯
	(救助実施内容)		

	(3)避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		避難勧告				
		避難指示				
応急措置の状況	(4)自衛隊派遣要請の状況					
	(5)その他の措置の状況					
	(6)応急対策出動人員	(ア)出動人員		(イ)主な活動状況		
		市職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
		その他(住民等)	名			
計	名					
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

被害状況報告（速報・中間・最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時 現在			
災害発生場所									
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名				
	職・氏名				職・氏名				
	発信日時				受信日時				
項目		件数等	被害金額(千円)		項目		件数等	被害金額(千円)	
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告						
	行方不明	人							
	重傷	人							
	軽傷	人							
	計	人							
② 住家被害	全壊	棟		⑤ 土木被害	道工事	河川	箇所		
		世帯				海岸	箇所		
		人				砂防設備	箇所		
	半壊	棟				地すべり	箇所		
		世帯				急傾斜地	箇所		
		人				道路	箇所		
	一部破損	棟				橋梁	箇所		
		世帯			小計	箇所			
		人			市町村工事	河川	箇所		
	床上浸水	棟			道路	箇所			
世帯			橋梁	箇所					
人			小計	箇所					
床下浸水	棟		港湾	箇所					
	世帯		漁港	箇所					
	人		下水道	箇所					
計	棟		公園	箇所					
	世帯		崖くずれ	箇所					
	人		倒木	本					
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻	
		その他	棟				破損	隻	
	半壊	公共建物	棟				計	隻	
		その他	棟			漁港施設	箇所		
	計	公共建物	棟			共同利用施設	箇所		
	その他	棟		その他施設	箇所				
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha		道有林	林地	箇所	
			浸冠水	ha			治山施設	箇所	
		畑	流失・埋没等	ha			林道	箇所	
			浸冠水	ha			林産物	箇所	
	農作物	田	ha		その他	箇所			
		畑	ha		小計	箇所			
	農業用施設	箇所		⑦ 林業被害	一般民有林	林地	箇所		
	共同利用施設	箇所				治山施設	箇所		
	営農施設	箇所				林道	箇所		
	畜産被害	箇所				林産物	箇所		
その他	箇所		その他			箇所			
計				小計	箇所				
				計	箇所				

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)	
⑧衛生被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公 立	箇所	
		個 人	箇所			法 人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計	箇所		
		し尿処理	箇所		⑬その他	鉄道不通	箇所	—
火 葬 場	箇所		鉄道施設	箇所				
計	箇所		被害船舶(漁船除く)	隻				
⑨商工被害	商 業	件		空 港		箇所		
	工 業	件		水 道		戸	—	
	そ の 他	件		電 話	回線	—		
	計	件		電 気	戸	—		
⑩公文書施設被害	小 学 校	箇所		ガ ス	戸	—		
	中 学 校	箇所		ブロック塀等	箇所	—		
	高 校	箇所		都市施設(防犯灯)	箇所			
	その他文教施設	箇所		計		—		
	計	箇所		被 害 総 額				
公共施設被害市町村数		団体		火災発生	建 物	件		
罹災世帯数		世帯			危 険 物	件		
罹災災者数		人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数		人		消防団員出動延人数		人		
災害対策本部の設置状況	道(振興局)							
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名								
補足資料(※別葉で報告) <input type="checkbox"/> 災害発生場所 <input type="checkbox"/> 災害発生年月日 <input type="checkbox"/> 災害の種類概況 <input type="checkbox"/> 人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱注意 <input type="checkbox"/> 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 ほか 								

被害状況判定基準

被害区分		判断基準
人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。または死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) 住民が隣接のA町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、A町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1カ月以上医師の治療を受け、または受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1カ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1カ月未満の医師の治療を受け、または受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1カ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照</p>
住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舍として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舍ともに半壊した場合は、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判 断 基 準
住 家 被 害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1)被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1)被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
非 住 家 被 害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1)公共建物とは、市庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2)その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3)土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4)被害額の算出は、住家に準ずる。
農 業 被 害	農 地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1)流出とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2)埋没とは、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 (3)埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4)被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1)浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2)倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3)被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農 業 用 施 設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、推肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	蓄農被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
土 木 被 害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
土木被害	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
水産被害	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。）で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地の設けられたもの。
	漁船	動力船及び無動力船の沈没、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1)港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2)被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製水・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社を含む)所有のものをいう。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
林業被害	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
衛生被害	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。
	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	廃棄物処理施設	ごみ処理施設、し環処理施設及び最終処分場をいう。
火葬場	火葬場をいう。	

被害区分		判 断 基 準
商工被害	商業	店舗、商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。
公立文教被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。)
社会教育施設		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
社会福祉施設等		老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者(児)福祉施設等をいう。
その他	都市施設	街路等の都市施設をいう。
	空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

資料-7 避難所関係

(1) 指定避難所

避難対象 地区	施設名称	所在地	電話 防災情報端末機	施設 管理者	収容人員 (人)
第1・南	美深中学校	西1条南7丁目	2-1063	教育委員会	1,360
第5・敷島	美深小学校	字敷島116-1	2-1587	教育委員会	2,000
新生	新生コミュニティセンター	字敷島283-12	2-3005	総務課 (新生自治会)	220
仁宇布	仁宇布小中学校	字仁宇布525	2-4003	教育委員会	180
東	東改善センター	字美深735-4	2-3862	総務課 (東自治会)	70
吉野	吉野農作業準備休憩施設	字吉野154-18	2-2822	総務課 (吉野自治会)	60
富岡	富岡改善センター	字富岡302-3	2-1037	総務課 (富岡自治会)	60
斑溪	斑溪改善センター	字斑溪288-1	2-3183	総務課 (斑溪自治会)	80
第2・第 3・第4・川 西	町民体育館	西1条北1丁目4	2-2383	教育委員会 (株クリア)	1,600
玉川	玉川住民センター	字泉1	2-3190	総務課 (玉川自治会)	50
西紋	旧厚生小学校(体育館)	字西里101	2-9406	教育委員会	250
大手・報徳	大手改善センター	字大手170-7	4-1353	総務課 (恩根内自治会)	60

() は指定管理者

※恩根内・東北・楠・小車・清水地区は、一時的に恩根内センタープラザに集合し安全な場所に移送

(2) 指定緊急避難場所

避難対象 地区	施設名称	所在地	電話 防災情報端末機	施設管理者	収容人員 (人)
市街地区	第一コミュニティセンター	東 2 南 7-16-168	2-2084	総務課 (第 1 自治会)	200
	ほっとプラザ☆スマイル	大通南 2-9	2-2020	保健福祉課 (第 2 自治会)	560
	美深交通ターミナル	字開運町 1-1	9-2470	住民生活課 (美深町観光協会)	30
	SUN 2 1	字東 2 北 5-1	2-1014	総務課 (美深町商工会)	660
	美深高校	字西町 40	2-1681	美深高校	500
その他 各地区	南改善センター	字美深 304-1	2-4422	総務課 (南自治会)	100
	恩根内センタープラザ	字恩根内 76-2	4-1238	住民生活課	380
	道の駅びふか	字大手 307-1	2-1000	総務課 (㈱アウル)	40
	川西改善センター	字川西 68-1	2-2881	総務課 (川西自治会)	70

() は指定管理者

※収容人数の積算基準
 = 総面積 × 0.8 ÷ 3.3 m²/2 人
 ~中央防災会議・災害時の避難に関する専門調査会
 防災基本計画（防災基本計画・地域防災計画における避難所等
 に関する記述例）を参考に積算

(3) 避難者登録カード・避難者リスト

避難者登録カード (入所・退所用)

カードNO _____

避難所名 : _____
 入所日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

①	世帯主 氏名	住 所			
②	電 話	緊急時の連絡先 (会社、親戚等)			
③	家族氏名(避難した方のみ記載してください)	続 柄	性 別	年 齢	乳幼児・高齢者・障害者等 (該当する場合は、○をしてください)
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
④	家屋の被害状況	全壊・半壊・一部損壊 停電・断水・ガス供給停止・電話不通 (当てはまるもの全てに○をして下さい)			
⑤	高齢者・障害者の搜索	氏 名	年 齢	性 別	男・女
		特 徴			
⑥	退所年月日 年 月 日	転出先 住 所 電 話			

避難者リスト

避難者 カード No.	避難所名				作成者氏名	班	NO
	氏名	続柄	性別	年齢	住所	転出先（消息の確認等）	
			男・女				
			男・女				
			男・女				
			男・女				
			男・女				
			男・女				
			男・女				
			男・女				
			男・女				
			男・女				
			男・女				
			男・女				
			男・女				
			男・女				
			男・女				
			男・女				

資料-8 医療関係

(1) 医療関係機関電話番号

医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	摘要
美 深 厚 生 病 院	美深町東1条 南3丁目3番地	内科・外科	01656-2-1631	
瀬 尾 医 院	美深町東一条 北1丁目13番地	内科・小児科	01656-2-1758	
恩 根 内 診 療 所	美深町恩根内 77	内科	01656-4-1010	

資料-9 ヘリポート

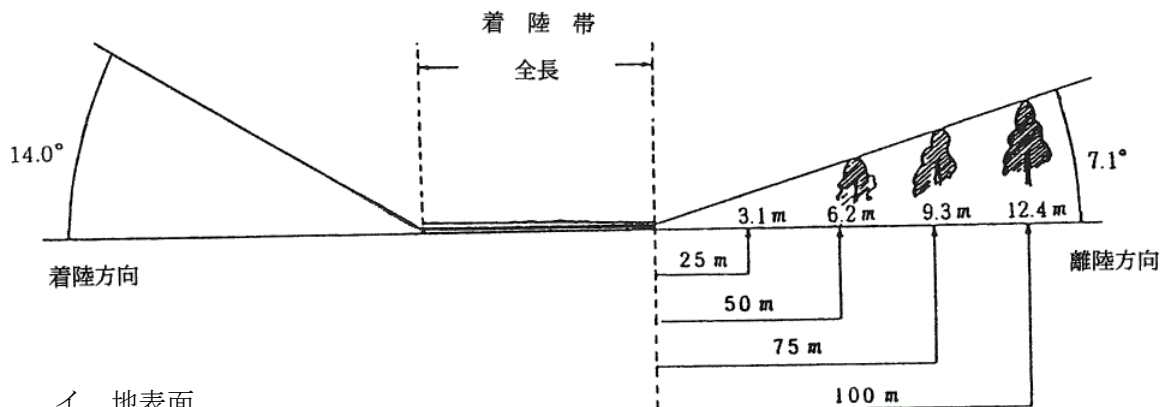
(1)ヘリポート作成要領

① 着陸帯

ア 使用する航空機の全長に相当する方形の平坦な地積を満足させなければならない。

進入表面は着陸方向に対しては $1/4(14.0^\circ)$ 以下、離陸方向に対しては $1/8(7.1^\circ)$ 以下、転移表面は原則として $1/1(45^\circ)$ 以下の勾配を有する表面とし、着陸帯から 10メートルまでの範囲内に $1/2(26.6^\circ)$ 勾配を有する表面上に出る高さの物件がないこと。

参考 : 距離と障害物の高さは次のとおり



イ 地表面

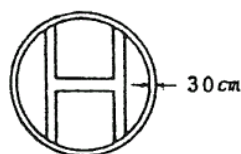
(ア) 舗装された場所が最も望ましい。

(イ) グランド等の場合、板、とたん、砂塵等が巻き上がらないように処置すること。
(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う。)

(ウ) 草地の場合は硬質低草地であること。

② 着陸点

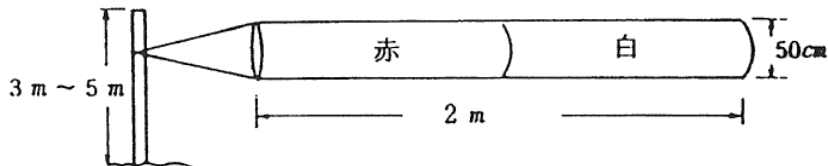
着陸帯のほぼ中央に石灰等で直径 10m の正円を描き、中央に H と記す。



③ 着陸帯付近 (着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所) に吹き流し、または旗をたてる。

ア 布製

イ 風速 25m/秒程度に耐えられる強度



④ 救急車等、車両の出入りの便のよい場所であること。

⑤ 電話等、通信手段の利用が可能なこと。

(2)ヘリポートの状況

① 指定離着陸場（道防災航空室）

番号	施設名	所在地	長さ (m)	幅 (m)	表面	冬季使用可否	施設管理者
美深 1	美深小学校	美深町字敷島 108	120	135	砂質	否	教育委員会
美深 2	美深中学校	美深町西 1 南 7	170	170	砂質	否	教育委員会
美深 3	旧恩根内小学校	美深町字恩根内 25	62	95	砂質	否	教育委員会
美深 4	除雪管理センター	美深町字敷島 314	70	45	舗装	可	建設水道課
美深 5	びふか温泉多目的 広場	美深町字紋穂内 139	166	177	草地	否	総務課
美深 6	仁宇布小中学校	美深町字仁宇布 25	80	50	砂質	否	教育委員会

② 飛行場外離陸場（北海道警察）

市町村名	施設名	所在地	著名地点からの 方向及び距離	広さ (m)	施設管理者
美深町	美深町森林公園	美深町紋穂内	宗谷本線美深駅から 北方向約 10km 国道 40 号沿線 美深温泉隣接	166 × 177	美深町教育委員会

資料-10 自衛隊災害派遣要請

災害時において自衛隊の派遣要請については、次のとおりとする。

1 災害派遣要請基準

自衛隊の派遣要請は、人命および財産の保護のため、おおむね次の基準により行う。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害等の災害または災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急啓開に応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水および通信支援等の応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請の手続

(1) 要請の手続

町長（総務対策部庶務班）は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって知事（上川総合振興局庁長）に依頼する。

また、緊急を要する場合は、口頭または電話等により依頼し、速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況および自衛隊の派遣を必要とする事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域および活動内容
- エ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 要請手続の特例

町長（総務対策部庶務班）は、人命の緊急救助に関し、知事（上川総合振興局長）に依頼するいとまがないとき、または通信の途絶等により知事（上川総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊の長に通報することができる。

ただし、この場合、速やかに知事（上川総合振興局長）に連絡し、上記(1)の手続きを行う。

3 災害派遣部隊の受入体制

(1) 受入れ準備の確立

町長は、知事（上川総合振興局長）または自衛隊より災害派遣の通知を受けたとき、次により措置する。

- ア 宿泊所等の準備
派遣部隊の宿泊所、車両器材等の保管場所の準備、その他受入れのため必要な措置および準備をする。
- イ 連絡職員の指名
派遣部隊および上川総合振興局との連絡者を指名し、連絡にあたらせる。
- ウ 救援活動計画
救援活動の内容、所要人員、器材等の確保、その他について計画をたて、派遣部隊の到着と同時に救援活動ができるよう準備する。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との救援活動計画等の協議

派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに派遣部隊の責任者と救援活動計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。

イ 道への報告

町長（総務対策部庶務班）は、部隊到着後および必要に応じて次の事項を知事（上川総合振興局長）に報告する。

- (ア) 派遣部隊の長の官職氏名
- (イ) 隊員数
- (ウ) 到着日時
- (エ) 従事している救援活動の内容および状況
- (オ) その他参考となる事項

4 派遣部隊撤収要請の手続

町長（総務対策部庶務班）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、またはその必要がなくなったと認められるときは、速やかに文書をもって知事（上川総合振興局長）に、自衛隊の撤収要請を依頼する。

なお、日時を要するときは、口頭または電話等で報告し、その後文書を提出する。

5 派遣要請先

陸上自衛隊

陸上自衛隊第2師団 第3普通科連隊 連隊第3科

所在地 名寄市内淵84

電話 01654-3-2137 内線230（当直302）

6 経費等

(1) 町は、次の費用を負担する。

ア 資材費および機器・宿舍借上料

イ 電話料およびその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ 汲み取り料

(2) その他必要経費については、自衛隊および町において協議のうえ定める。

(3) 派遣部隊は、町または民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

7 派遣活動

派遣時における自衛隊の実施する活動等は、通常次のとおりである。

(1) 被害状況の把握

(2) 避難の援助

(3) 遭難者等の捜索救助

(4) 水防・消防活動

(5) 道路または水路の啓開

(6) 応急医療・救護および防疫

(7) 人員および物資の緊急輸送

(8) 炊飯および給水の支援

(9) その他

資料-11 除雪路線

(1) 国道

対象路線

- ・一般国道40号
- ・一般国道40号 名寄バイパス
- ・一般国道275号

分類	除雪方針
新雪除雪	<ul style="list-style-type: none"> ・5cm～10cm程度の降雪量を目安として、気象条件、交通状況等を勘案して除雪を実施。 ・吹き溜まりや降雪状況を勘案し、道路交通に支障をきたすおそれがある場合には、5cm未満の降雪でも出動し立ち往生車両の発生を防止する。
運搬排雪	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な渋滞の発生により都市機能の著しい低下が見込まれる地域については、最初の排雪作業では、雪山すべてを除去し、大雪に備えて堆雪スペースを確保。 ・融雪期や路肩・歩道幅が広い区間については、気象状況を踏まえ、部分排雪を実施。

(2) 道道

- ・車両の安全な交通を確保するため、道路の利用状況に応じて、原則、降雪量が10cmを超えた場合に出勤
- ・気象状況に応じた雪道巡回の実施により降雪状況や吹きだまりの状況を把握し、下記の区分による除雪目標や気象条件等を考慮しながら、維持管理水準に該当する区間や支障箇所の除雪を実施する。

除雪区分	標準交通量	除雪目標
第1種除雪	1,000台/日以上	・異常な降雪時以外は2車線以上の幅員確保を原則に、異常時においても、極力2車線の確保を図る。
第2種除雪	300台以上～1,000台/日未満	・2車線以上の幅員確保を原則に、異常降雪時においても、極力1車線以上の確保を図る。夜間除雪は実施しない。
第3種除雪	300台日未満	・2車線の幅員確保を原則に、状況により1車線幅員で待避所を設け、異常降雪時においては、一時通行止めも止むを得ない。夜間除雪は実施しない。

道道区分	路線番号	路線名	除雪区分	管理延長 (km)	道路除雪延長 (km)	歩道除雪延長 (km)	排雪延長 (km)	薬剤散布延長 (km)	備考
主要道道	1049	美深雄武線	2種	27.0	27.0	4.7	0.7	0.6	
	1118	美深中川線	2種	44.2	18.0	3.0	0.9	0.2	未除雪延長 L=26.1km
	1120	美深中頓別線	2種	6.3	6.3	0.6			
一般道道	3252	美深名寄線	1種	17.9	18.0	8.9	1.5	3.4	
	3445	紋穂内停車場線	2種	1.1	1.1	0.1			
	3680	班溪美深停車場線	2種	10.4	9.1	9.4	0.3	0.7	未除雪延長 L=1.3km
	3760	智恵文美深線	2種	6.2	6.2	0.5	0.1		

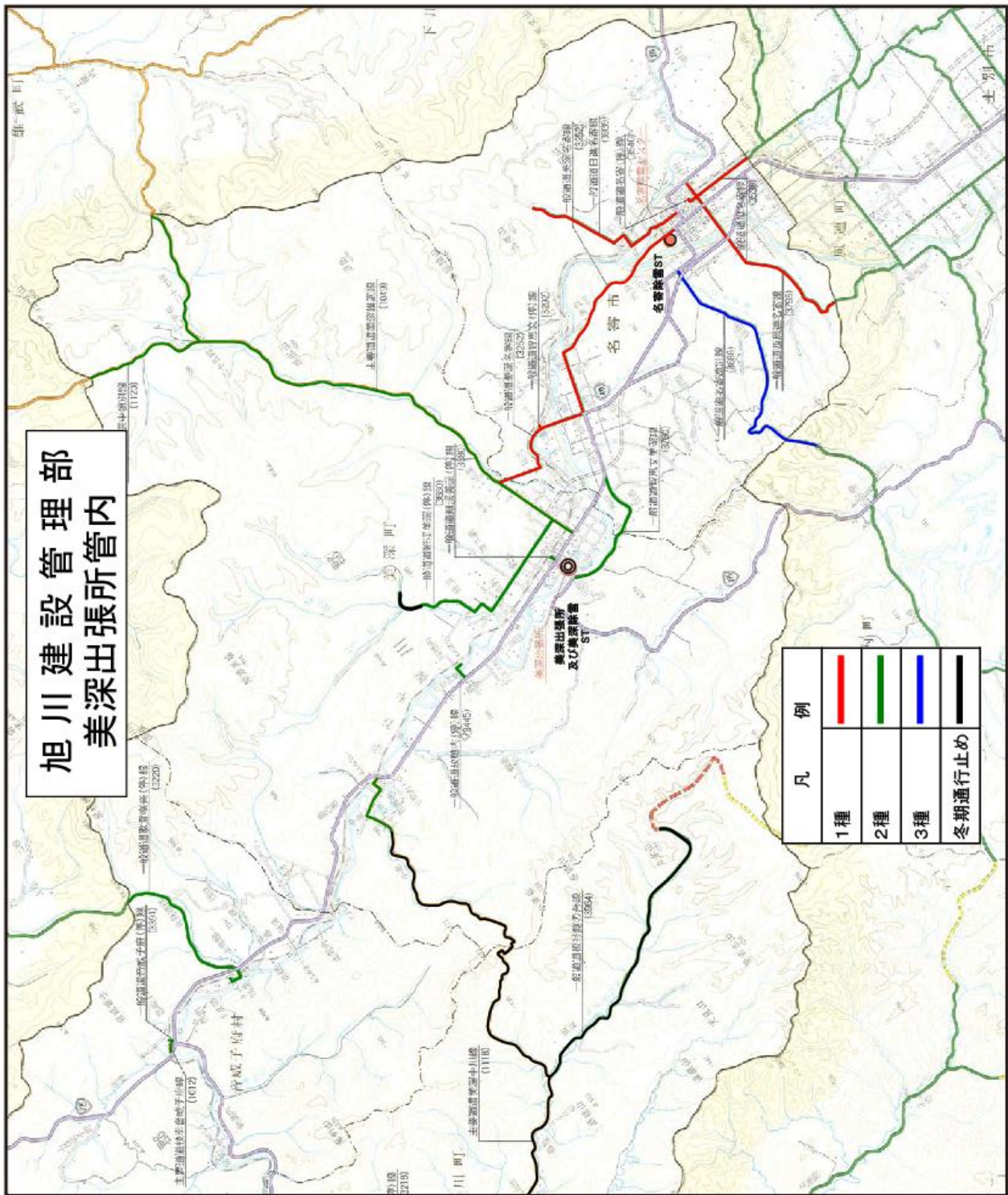


図 11-1 道道除雪路線

資料-12 水防資機材等の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在

種別・名称	資材・用品保管場所					
	除雪センター	美深消防署	恩根内分遣所	役場庁舎 保健センター	町民 体育館	文化会館
剣先スコップ	60	32	32			1
角スコップ	4	31				1
炭スコップ	3	16	2			
ツルハシ	10	10	10			1
カケヤ	5	12	3			1
土のう (袋)	3,200	781	200			200
ジェットシューター		27	5			
笹刈機	12	43				
トビ	1	18	11			
針金 (kg)						
捜索用ロープ	1					
捜索用鍵		16				
救命ボート		1				
救命胴衣	2	52	13			
小型消防ポンプ	2	2				
自動車ポンプ		4	1			
水槽車		(10トン) 1	(5トン) 1			
積載車	(8t)1(4t)1					
チェンソー	5	2				
刈払機	2	1	2			
木杭	30					
一輪車	2	6				1
ナタ	4	6				
土のう 500ℓ	600	40				
毛布		65		10	200	80
アルミマット					200	
日用品セット				10		
移動式かまど				1		
防災作業服				128		
防災カッパ				60		
エンジンポンプ	2					
のこぎり	3	5				
双眼鏡		1				
ハンドメガホン		3				
布バケツ		8				
組立水槽		2				
消防用ホース	15	272	88			
船外機		1				
バスケットストレッチャー		2				

資料-13 水防工法

(1) 表むしろ張り工（ビニールシート使用）

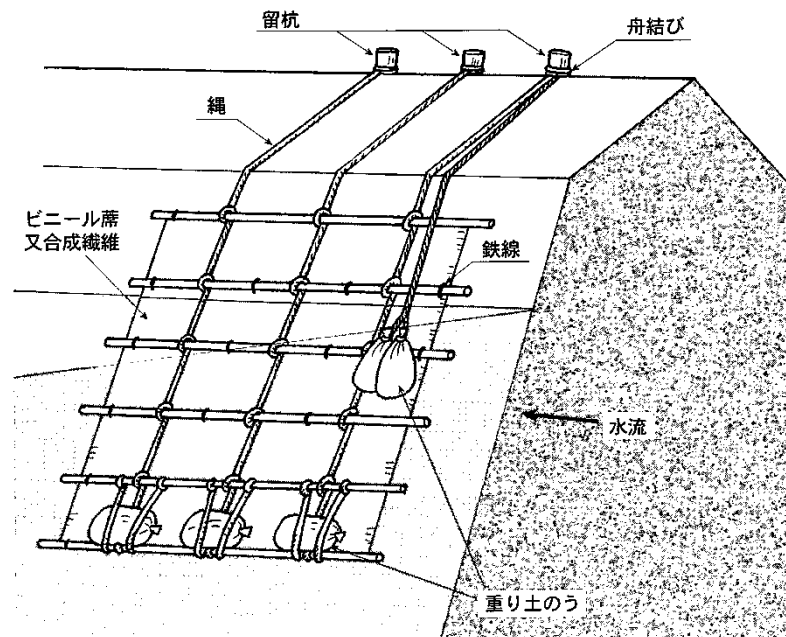
1) 作業の流れ

- ① 崩壊面の大きさに応じて、むしろ（ビニールシート）を準備する
- ② 90cm間隔に骨竹を縫い付け、下端に土のうを取り付ける
- ③ 天端から廻し網を徐々に緩めて垂れ下ろし、小割竹（長さ45cm、幅2cm程度）を折り曲げる
- ④ 重り土のうを置き固定する

2) 必要な資材・人員等（1組1枚当り）

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
10人	蓆	ビニール蓆 90cm×180cm	枚	9	縫 針	個	2~3	合成繊維シートの場合、縫針必要なし
		又は 合成繊維シート 5.0m×2.7m	〃	1				
	竹	目通り 9cm 長2.9m	本	6	掛 矢 丁		1	
	杭	末口10cm 長1.2m	〃	3	ペンチ	〃	1	
	土のう	ひも付き	袋	5				枕土のう外3袋
	二子縄	長 3.5m (ビニール可)	筋	2				合成繊維シート使用の場合必要なし
	〃	長 5.5m (〃)	〃	2				〃
	〃	長 6.5m (〃)	〃	6				
	〃	長 61.0m (〃)	〃	1				
	蓆吊縄	長 11.0m (〃)	〃	3				
	三子縄	長 12.0m (〃)	〃	3				
	〃	長 7.5m (〃)	〃	2				
	〃	長 14.5m (〃)	〃	1				

3) 完成イメージ



(2)改良土のう積工

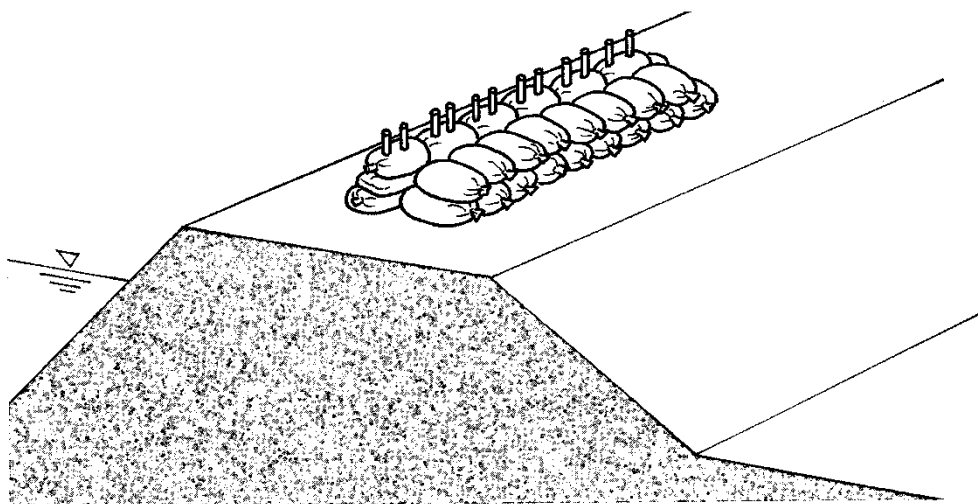
1) 作業の流れ

- ① 川表（川側）の堤防法肩から0.5～1.0m程度引き下げた位置に透水防止用のビニールシートを張る
- ② 1.0m毎に鋼杭を打ち込んで固定させる
- ③ その内側に土のうを数段の高さに積みビニールシートを鋼杭に押さえ付ける
- ④ さらにその後に土のうを積み、中詰め土砂を入れて安定させる

2) 必要な資材・人員等（1組：10m当り）

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
20人	シ ー ト	長 10m 巾 2.0m	枚	1	掛 矢	丁	2	前3段 後2段
	鋼 杭	長 1.2m φ16m/m	本	11	スコップ	〃	4	
	土 の う		袋	140	モッコ	組	3	
	土 砂		m ³	2				

3) 完成イメージ



(3)木流し工

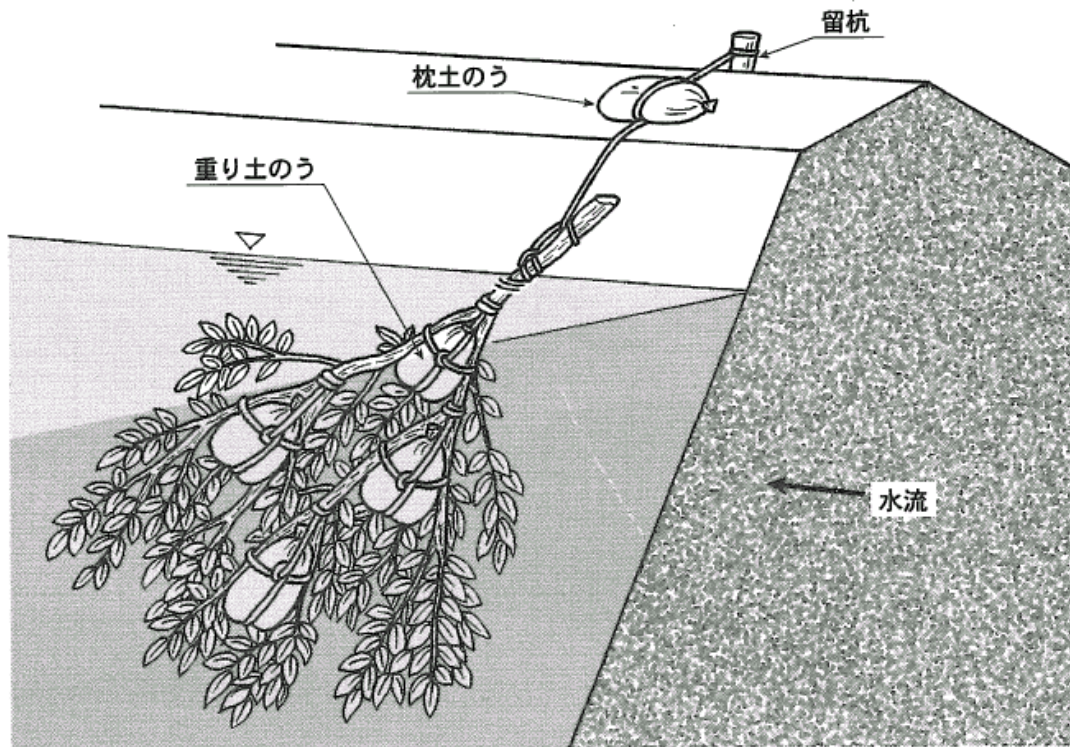
1) 作業の流れ

- ① 枝葉の茂った樹木を根元から切り、枝に重り土のうを取り付ける
- ② 根元を鉄線で縛り、鉄線を止杭に結束する
- ③ 上流部より流し、崩壊面に固定させる

2) 必要な資材・人員等 (1組当り 1本)

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
10人	雑 木	長 約5.5m 末口 9cm	本	1	掛 矢	丁	1	天ば幅により加減
	杭	長 1.2m 末口 9cm	〃	1	ペンチ	〃	1	
	土 の う	ひも付き	袋	5				
	二 子 縄 (木との接合)	長 5.5m (2ツ折)	本	4				
	三 子 縄 (吊縄)	長 14.5m (2ツ折)	〃	4				
	鉄 線	10# 亜鉛鍍	m	20				

3) 完成イメージ



(4)月の輪工

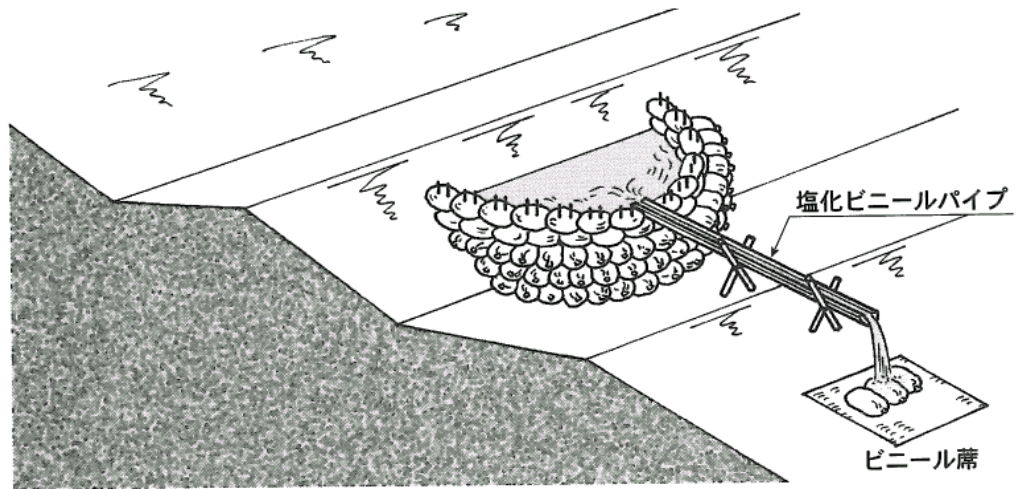
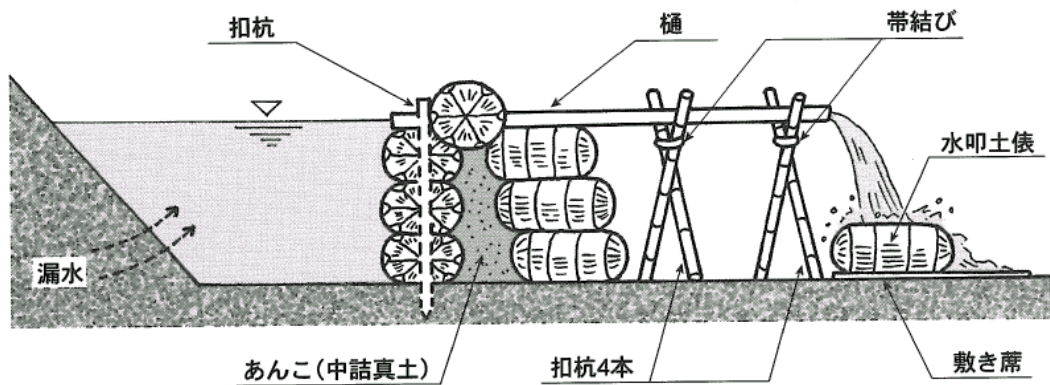
1) 作業の流れ

- ① 漏水工の周囲の法先に土のうを半月状 (半径 1.8m) に積み上げる
- ② この中に漏水を溜めて、上浸水を堤内の水路等に接続する
- ③ 流し口には、樋をかけて透水を導きその落下点に土のう等を置く

2) 必要な資材・人員等 (1箇所当り、半径 1.5m)

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員数	名 称	単 位	員数	
25人	土 の う		袋	350	掛 矢 丁		2	水もれ防止用
	鋼 杭	長1.2m×φ16m/m	本	40	スコップ	〃	8	
	ビニール蓆	1.8×0.9m	枚	1	モ ッ コ 組		4	
	木 杭	長1.8m 末口 6cm	本	4				
	2 子 縄	2 m	〃	2				
	塩化ビニールパイプ	長5.0m φ10~15cm	〃	1				
	ビニールシート	5×5 m	枚	1				
	土 砂		m ³	4				

3) 完成イメージ



資料-14 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、美深町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

(1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合

(2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合

(3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 土木施設等の被害状況の把握

(2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）

(3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

第10条 この申合せは、平成22年5月31日から適用するものとする。

平成22年5月31日

甲 北海道開発局長
乙 美深町長

資料-15 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 ㊟
		公安委員会 ㊟
番号標に表示 されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車 両にあたっては、輸 送人員又は品名)		
使用者	住 所	()
	氏 名	
輸 送 日 時		
輸 送 経 路	出発地	目的地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

資料-16 緊急通行車両標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」および「日」の文字を黒色、登録（車両）番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

資料-17 災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定

令和元年12月1日現在

種別	協定名	協定先	協定締結日	協定内容
自治体	(申合せ) 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	平成22年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・土木施設等の被害状況の把握 ・二次災害の防止に資する応援措置の準備
	(防災決裁) かみかわの絆19 ～上川管内町村広域防災に関する決議～ 資料-25	上川管内町村	平成26年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時における災害予防その他防災対策の充実を図るため共同して事業を実施 ・食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材及び救助及び救助活動に必要な車両等の提供又はあつせん ・被災者等の救出、医療、防疫並びに応急措置等に必要な医療品等の物資及び資機材の提供又はあつせん ・被害者の受入れ、救援及び応急復旧に必要な職員の派遣 ・物資等供給拠点及びボランティア活動、被災地における行政事務の支援
民間	日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会災害時相互応援に関する協定	日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会	平成19年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水作業 ・応急復旧作業 ・応急復旧用資材の供出 ・工事業者のあつせん
	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)	平成22年2月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応型自動販売機の電光掲示板による地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等提供 ・災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
	応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	平成22年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・被災場所におけるLPガスの被害及び復旧状況の情報提供 ・被災場所における応急措置及び復旧工事 ・避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事 ・LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配 ・大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策 ・その他美深町が必要とする要請事項
	災害時等における燃料供給等に関する協定	上川北部石油業協同組合美深支部	平成24年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・美深町が必要とする燃料を優先的かつ安定的な供給を行う

民間	災害発生時における美深町と美深町内郵便局の協力に関する協定	美深町内郵便局（美深・恩根内）	平成 27 年 10 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便局ネットワークを活用した広報活動 ・ 被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報を相互に提供 ・ 緊急車両等としての車両の提供 ・ 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ・ 業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供 ・ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置 ・ ㈱ゆうちょ銀行の非常払及び㈱かんぽ生命の非常取扱いについて各社から要請があった場合の取扱い
	災害時における応急対策業務に関する協定	上川地方建設業協会連絡協議会	平成 27 年 10 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急人命救助に伴う障害物の除去のための業務 ・ 道路施設の損壊等に伴う道路交通確保のための業務 ・ 架線施設の損壊等に伴う治水安全確保のための業務 ・ 緊急パトロール業務
	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	平成 29 年 3 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被災住民等を救助するための物資の調達及び供給 ■ 防災・災害情報等を提供、来店者等に対し情報提供 ■ セブン-イレブン店舗の営業の継続又は早期営業再開

《上川町村会における防災協定…美深町が委任》

令和元年 12 月 1 日現在

災害時の歯科医療救護活動に関する協定	社団法人旭川歯科医療会	平成 14 年 4 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護班の派遣 ・ 医療資器材等の提供 ・ 医薬品の補給等
災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	財務省 北海道財務局 北海道 道内市町村	平成 26 年 3 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあつせん ・ 被災者等の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあつせん ・ 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣 ・ 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあつせん

《加須美峠遭難予防対策会議》

令和元年 12 月 1 日現在

<p>(参加団体)</p> <p>枝幸町、宗谷森林管理署、枝幸警察署、枝幸消防署、枝幸消防団、美深警察署、上川総合振興局北部森林室、美深消防署、美深消防団</p>	毎年 6 月に会議を開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遭難事故防止に関する啓発・広報・予防対策 ・ 遭難予防巡視パトロールの実施 ・ 捜索救助活動
---	--------------	--

資料-18 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ果的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空法(昭和27年法律第231号。以下「法」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

(2)消防防災業務

航空機を使用して行う災害応急対策活動、救急活動、火災防御活動その他の防災活動に関する業務をいう。

(3)航空隊員

航空機に搭乗して消防防災業務に従事する総務部危機対策局防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）の職員をいう。

(4)自隊訓練

総務部危機対策局防災消防課防災航空室（以下「航空室」という。）が隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。

(5)運航計画

航空機を効率的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

(6)委託会社

道が航空機の操縦、整備点検等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。

第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第4条 航空室に、防災航空隊を置く。

2 防災航空隊は、航空機に搭乗し、直接、消防防災業務に従事する。

3 防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

4 隊長及び副隊長は、航空隊員の中から防災消防課長が指名する。

(隊長の任務)

第5条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(副隊長の任務)

第6条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

2 隊長に事故あるときは、防災消防課長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代行する。

(隊員の任務)

第7条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、消防防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認してその職務に従事しなければならない。

(搭乗者の指定)

第8条 防災航空室長は、航空機を運航する場合には、運航目的、任務等を明示して搭乗する者を指定

するものとする。

第3章 運航管理

(総括管理者)

第9条 航空機の運航管理の総括は、危機管理監（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第10条 航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、航空機の運航管理に関する事務は、防災航空室長（以下「運航管理責任者」という。）が行う。（運航指揮者）

第11条 航空機に搭乗中の隊員の指揮監督をする者を「運航指揮者」という。

2 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときは、運航管理責任者が航空機に搭乗する副隊長又は隊員の中から指定するものとする。

(運航計画)

第12条 防災消防課長は、消防防災業務及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画及び北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画とする。

(運航する航空機等)

第13条 総括管理者は、法第23条及び第25条に定める技能証明を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、航空機等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

(運航範囲)

第14条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 自隊訓練
- (8) その他総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、原則として午前9時から午後5時15分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。

(緊急運航)

第15条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航(以下「緊急運航」と総称する。)は、第12条に規定する運航計画に基づく運航(以下「通常運航」という。)に優先する。

2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運行管理責任者は、直ちに緊急運航に移行することとし、その内容を総括管理者に報告しなければならない。

3 緊急運航に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(運航に伴う報告)

第16条 運航指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書を作成し、速やかに運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第17条 運航管理責任者は、市町村等と協議して、法第79条ただし書の規定による飛行場外離着陸

場及び法第 81 条の 2 の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握につとめるものとする。

第 4 章 使用手続

(使用予定表)

第 18 条 航空機の使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。）を予定する者は、毎年 2 月末までに翌年度の航空機の使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用年間予定表を総括管理者に提出しなければならない。

(航空機の使用申請)

第 19 条 航空機を使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書により、使用する日の 15 日前までに総括管理者に申請しなければならない。

(航空機の使用承認)

第 20 条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書を交付するものとする。

第 5 章 安全管理等

(安全管理)

第 21 条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理者は、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

(運航指揮者の責務)

第 22 条 運航指揮者は、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

第 6 章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第 23 条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第 24 条 運航管理責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

第 7 章 事故対策等

(搜索及び救難体制の確立)

第 25 条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

- 第 26 条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航管理責任者に直ちに報告しなければならない。
- 2 運航管理責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する航空機の故障等に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理責任者に報告しなければならない。

(事故報告)

- 第 27 条 総括管理者は、法第 76 条第 1 項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第 8 章 雑則

(記録及び保存)

- 第 28 条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を整理、保存しておかなければならない。

(その他)

- 第 29 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

資料-19 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

- 第 1 条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第 15 条第 3 項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

- 第 2 条 緊急運航は、原則として、要綱第 14 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。
- (1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
 - (2) 災害が発生した市町村（消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。）の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
 - (3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

- 第 3 条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。
- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況の偵察・情報収集
災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必

要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

(ア) 現場救急

a 「現場救急」とは、航空機が直接救急現場に出動し、傷病者を機内に収容して医療機関へ搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。

(イ) 転院搬送

a 「転院搬送」とは、航空機による次の傷病者の搬送をいう。

① 一旦近郊の医療機関に搬送し所要の治療を行った後に、緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合②医療機関に収容されている入院患者の病態悪化により緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

b 次の場合に出動するものとする。

医師の判断により、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶ場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など傷病者の機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。

c 転院搬送に搭乗する医師については、緊急性を重視し、搬送元医療機関の医師を基本としつつ医師不在を回避する場合又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の移動手段による搬送元医療機関への医師派遣が困難な場合にあっては、航空機による派遣を認めるものとする。

(ウ) 事後検証

上記(ア)及び(イ)に基づき航空機により傷病者を搬送した全ての事案について、その適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4) 火災防衛活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

- 大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合
 - エ その他
 - 火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- 大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請(前条第5号に規定するものを除く。)は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第1号(別記第26号様式)をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

(緊急運航の決定)

第5条 運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えるとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

2 運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

(要請に対する結果の通報)

第6条 運航管理責任者は、直ちに前条第1項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村長(消防の一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下「市町村長等」という。)は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合(救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。)には、災害等状況報告書(様式第2号(別記第27号様式))により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

- この要領は、平成8年7月1日から施行する。
- この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- この要領は、平成19年6月1日から施行する。
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- この要領は、平成25年4月1日から施行する。

資料-20 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、北海道内の市町及び消防の一部事務組合(以下「市町等」という。)が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター(以下「消防防災ヘリコプター」という。)の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等(以下「発災市町等」という。)の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事(以下「知事」という。)に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
 - (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
 - (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合
- 2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。
- (1) 災害の種類
 - (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
 - (3) 災害発生現場の気象状況
 - (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
 - (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
 - (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
 - (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

- 第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。
- 2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

- 第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

- 第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

- 第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(その他)

- 第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事
札幌市長 他 72 団体

資料-21 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「航空室」という。)に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号(別記第26号様式)によりファクシミリを使用し、行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村(消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。)に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号(別記第26号様式)によりファクシミリを使用し、行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用(航空保安施設の運用等)が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部(航空隊)、札幌市(消防局)、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用し、行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附則

- この要領は、平成8年7月1日から施行する。
- この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- この要領は、平成19年6月1日から施行する。
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。

資料-22 北海道防災ヘリコプター緊急運航・救急患者緊急搬送手順・対応

平成23年1月21日

【注意事項】

緊急運行と救急患者の緊急搬送では手順が違います。

【緊急運航の手順】

- ①災害発生地の署所から防災航空室に要請の電話を入れる。
- ②災害発生地の署所から速やかに様式第1号（第4条関係(別記第26号様式)）をFAXで送付する。
- ③収束後、災害発生地の署所は様式第2号（第8条関係(別記第27号様式)）を本部警防課まで報告する。(メール可)
※要請機関の長は、消防長とする。
- ④本部警防課は、上記報告のあった様式第2号（第8条関係(別記第27号様式)）を郵送で総括管理者に送付する。

【救急患者の緊急搬送の手順・対応】

- ①災害発生地の署所から防災航空室に要請の電話を入れる。
- ②災害発生地の署所から速やかに様式第1号（注：緊急運航の様式とは別物(別記第28号様式)）をFAXで送付する。
- ③災害発生地の署所から上川総合振興局（0166-46-5900）にその旨を電話連絡する。
－病院からは依頼を受けていない場合－
- ④受入れ医療機関の確保を行う。

【防災航空室連絡先等】

電話番号	FAX 番号	無線呼出・周波数
011-782-3233	011-782-3234	ほっかいどう 701
011-782-3256		①150.73 ②148.75 ③154.15
011-782-3257		

資料-23 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援

を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊(情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。)による応援

(2) 航空支援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊(以下「航空隊」という。)による応援

(応援隊等の登録)

第6条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊(以下「応援隊」という。)並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

(応援要請の方法)

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等(以下「要請側」という。)の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請 当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請 当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請(第1要請を除く。)

ウ 第3要請 当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請(第1要請を除く。)

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等(以下「応援側」という。)の長は、特別の事情

がない限り、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
 - (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
 - (3) 車両及び機械器具の修理費
 - (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）
- 2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。
 - 3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
 - (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償
- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年7月25日締結）

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成3年2月13日

資料-24 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急処理事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村）のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間

- (7)前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項
- 2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
 - 3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道
北海道知事

北海道市長会
北海道市長会長

北海道町村会
北海道町村会長

資料-25 「かみかわの絆 19」～上川管内町村広域防災に関する決議～

鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村・和寒町・剣淵町・下川町・美深町・音威子府村・中川町・幌加内町（以下「提携町村」という。）は、防災に関して次のとおり決議する。

（目的）

第1条 この決議は、平常時及び災害時における防災に関して国、道、市と連携を図るとともに、提携町村が相互に協力することにより、災害対策の強化並びに災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減を図り、もって提携町村住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（平常時における相互協力）

第2条 提携町村は、平常時における災害の予防その他災害対策の充実を図るため、次の各号に掲げる事業について共同して実施若しくは相互協力を努めるものとする。

- (1) 地域防災計画その他各提携町村が作成又は取得した防災に関する資料及び情報の提供並びに共同研究等
- (2) 各提携町村が実施する防災訓練への協力参加
- (3) 情報伝達等の通信訓練その他の訓練の共同実施
- (4) 提携町村の職員及び住民を対象とした研修会、講演会その他防災に関する催事の共同開催
- (5) 被災時事務の共通化の推進並びに災害時医療体制その他広域的な対応が必要な事項の調整及び調査研究
- (6) 備蓄物品、資材等に関する情報交換、共同購入
- (7) その他この決議の目的達成のため有効な事業

（災害時における相互協力）

第3条 提携町村において災害が発生し、災害を受けた町村（以下「被災町村」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、提携町村が加入する「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」その他の災害応援協定に定めるもののほか、次条以下に定めるところにより、他の提携町村に対して応援を要請することができるものとする。

2 応援を要請された町村（以下「応援町村」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き救援に努めるものとする。

（応援の種類）

第4条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあっ旋
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供又はあっ旋
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供又はあっ旋
- (4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受入れ
- (6) 物資等供給拠点及びボランティア活動などの支援
- (7) 被災地における行政事務の支援
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（応援要請手続）

第5条 被災町村が応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、第9条第1項に定める連絡担当部局に対して電話又は電信により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請するにあつては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請するにあつては、職員の種類、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請するにあつては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路

- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

(応援のため派遣された職員の指揮)

第6条 応援のために派遣された職員は、原則として被災町村の町長又は村長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1号から第3号及び第5号から第7号に掲げる応援の経費については、原則として被災町村の負担とする。
- (2) 第4条第4号に掲げる応援の経費については、応援町村の負担とする。
- (3) 第4条第8号に掲げる応援の経費については、要請の内容に基づきその都度協議する。

(応援の自力出動)

第8条 災害が発生し、被災町村と連絡が取れない場合又は緊急を要する場合で、応援を行おうとする町村が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した費用の負担については、原則として応援町村の負担とし、その他の経費については、前条の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第9条 連携町村は、この決議に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

3 この決議の目的を達成するため、連絡担当部局の会議を開催する。

(決議の効力)

第10条 各連携町村は、この決議ほかに民間企業等と防災に関する協力の連携をする際は、他の連携町村に効力が及ぶよう当該民間企業等に働きかけるものとする。

2 前項の場合において、協定を締結した場合は、各連携町村への情報提供に努める。

(その他)

第11条 この決議の実行に関して必要な事項及びこの決議に定めのない事項は、連携町村が協議して定めるものとする。

この決議を証するため本書19通を作成し、各町村の町長及び村長の職員を押印の上、各1通を保有する。

平成26年2月14日

鷹栖町長	東神楽町長
当麻町長	比布町長
愛別町長	上川町長
東川町長	美瑛町長
上富良野町長	中富良野町長
南富良野町長	占冠村長
和寒町長	剣淵町長
下川町長	美深町長
音威子府村長	中川町長
幌加内町長	

資料-26 災害の被害認定基準について

災害の被害認定基準について

災害の被害認定基準は、災害時の被害状況の報告のため、関係各省庁の通達等で定めていたものであるが、判断基準について各省庁に差異があることから、昭和43年6月に統一されたものである。

しかしながら、災害の被害認定基準はその後既に30数年が経過しており、特に住家の被害については、建築技術の進歩による住宅構造や仕様の変化などから、最近の災害に係る住家の被害認定については実情に合わないのではないかと指摘がなされた。

このような状況から、現行の被害認定基準のうち住家の全壊・半壊に係る認定基準について、関係省庁等の参加の下、内閣府に設置された「災害に係る住宅等の被害認定基準検討委員会」において検討を行った結果、このたび成案を得たので、内閣総理大臣官房審議室長通知「災害の被害認定基準の統一について（昭和43年6月14日総審第115号）」において通知した統一基準を別紙のとおり改めることとした。

従って、貴省庁におかれては、災害の被害状況の報告等の重要性にかんがみ、この方向で統一するようよろしくお取り計らい願いたい。

なお、この案に基づき、災害の被害認定基準に関する通達等において所要の改正を行われた場合には、当方にも通知されるようお願いする。

平成13年6月28日府政防第518号
内閣府政策統括官（防災担当）から
警察庁警備局長、消防庁次長、厚生労働省
社会・援護局長、中小企業庁次長、
国土交通省住宅局長あて通知

別紙

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

＜書式・様式＞

別記第 1 号様式 災害情報速報

災害情報速報（第 号）

美深町

報告日時 月 日 時現在

気象状況			降雨量	総雨量 mm	
主要河川 状況	河川名	地区名	概要（水位等）		
道路橋梁 状況	路線名等	地区名	概要（不通箇所等）		
浸水状況	地区名	概要	地区名	概要	
避難状況	区分	地区名	避難場所	避難人員	時間
避難指示					
避難勧告					
自主避難 （避難準備 情報）					

別記第 2 号様式 公用令書等（別表 第 1 号様式～6号様式）

別表 第 1 号様式

従 事 第 号 公用令書 住所 氏名 災害対策基本法第 65 条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。 年 月 日 処分権者 印	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第 2 号様式

保 管 第 号 公用令書 住所 氏名 災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 年 月 日 処分権者 印				
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第3号様式

管 理 第 号 公用令書 住所 氏名 災害対策基本法第 65 条の規定に基づき、次のとおり 管理 収容 を使用する。 年 月 日 処分権者 印							
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引き渡し場所	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号 公用変更令書 住所 氏名 災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づく公用令書 (年 月 日第 号) にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。 年 月 日 処分権者 印	
変更した処分の内容 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号	
公用取消令書	
住所 氏名	
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分権者	印

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第6号様式

No. -----	
防 災 立 入 検 査 票	
所属 職名 氏名	
年 月 日生	
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。	
平成 年 月 日交付	
美 深 町 長	印
交 付 責 任 者	印

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別記第3号様式 避難者世帯名簿

避難者世帯名簿

[避難所名

]

No

現住所				被災場所			
世帯主氏名				親族その他への連絡先			
電話番号				(氏名・住所・電話番号)			
入所世帯の状況	ふりがな 氏名	生年月日	続柄	性別	職業 (勤務先)	入所日時	退所日時
		M. T. S. H 年 月 日	世帯主	男・女		月 日時	月 日時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日時	月 日時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日時	月 日時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日時	月 日時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日時	月 日時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日時	月 日時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日時	月 日時
備考欄							

- 1 一世帯ごとに記入すること。
- 2 「被災場所」欄には、現住所付近以外の場所で被災した場合に記入すること。
- 3 児童・生徒等については、「職業」欄に学校名・学年を記入すること。
- 4 「備考」欄には、次の事項について記入すること。
 - (1) 世帯内に病気療養中の者がいるときは、その者の病名及び症状等
 - (2) 退所する場合、その移動先が現住所以外のときは、その移動先の住所・氏名・電話番号
 - (3) その他特記事項

別記第4号様式 避難所収容台帳

(避難所：)

管理者 認印	月 日	収容人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計 (日間)						

- 注) 1. 「収容人員欄」は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。
 2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
 3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

別記第5号様式 避難所設置及び収容状況

(美深町)

避難所の 名称	所在地	種別	開設機関		実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
			月 日から 月 日まで					
既存建物 計		既存建物						
		野外仮設						

- 1 「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 2 「計欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

別記第 6 号様式 救助種目別物資受払簿

救助種目別物資受払簿

救助種目別	
品目	

美深町

品目 年月日	摘要	単位			備考
		受	払	残	
計	道調達分				
	町調達分				

- 1 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
- 2 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
- 3 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

別記第 7 号様式 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

美 深 町

年月日	救出 人員	名称	救出用機械器具							実支出額	備考
			借上費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者 (管理者) 名	金額	修繕 月日	修繕費	修繕の 概要			
	人				円				円	円	
計											

- 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
- 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
- 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
- 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

別記第 8 号様式 輸送記録簿

輸送記録簿

美 深 町

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等			修繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車両		金額	故障車両等		修繕年月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円					円	円		
計													

- 注 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
 6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

別記第 9 号様式 炊き出し給与状況

炊き出し給与状況

美 深 町

炊き出し場所の 名称	月 日		月 日		月 日		月 日		合計	実支出額	備考
	朝	昼	朝	昼	朝	昼	朝	昼			
計											

- 1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。
 2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

別記第 10 号様式 飲料水の供給簿

飲料水の供給簿

供給 月日	対象 人員	給水用機械器具							実支出額	備考	
		名称	借上			修繕					燃料費
			数量	所有者	金額	修繕 月日	修繕費	修繕の 概要			
	人			円		円		円	円		
計											

1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

別記第 11 号様式 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別被害状況

平成 年 月 日現在

美 深 町

世帯構成員別 被害別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計	小 学 校	中 学 校
	人 世 帯	人 世 帯	人 世 帯	人 世 帯	人 世 帯	人 世 帯	人 世 帯	人 世 帯	人 世 帯	人 世 帯			
全壊（焼）													
流失													
半壊（焼）													
床上（下）浸水													

別記第 12 号様式 物資購入（配分）計画表

物資購入（配分）計画表

平成 年 月 日

美 深 町

世帯	人世帯					人世帯				人世帯				計				備考
	円					円				円								
品目	単価	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	
計																		

- 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
- 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

別記第 13 号様式 物資の給与状況

物資の給与状況

住家被害程度区分	世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員(人)	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支出額 (円)	備考
				布団	毛布	〇〇			
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

平成 年 月 日

給与責任者 氏名

㊟

- 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上(下)浸水の別を記入すること。
- 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
- 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

別記第 14 号様式 物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼) 3 半壊(焼)	2 流失 4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎と なった世帯構成員数	人 男 人 人 女 人
--------------	--------------------	-------------------	-------------------------	----------------

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

平成 年 月 日

住 所

世帯主 氏名 印

連絡先 (避難所・電話番号等)

給付(貸与)年月日	品名	数量	備考

別記第 15 号様式 救護班活動状況

救護班活動状況

救護班

班長：医師氏名

印

月日	市町村名	患者数	措置の概要	死体 検案 数	修繕費	備考
		人		人	円	
計						

注 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

別記第 16 号様式 医療実施状況

病院診療所医療実施状況

美深町

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額 円	備考
				入院	通院	入院 点	通院 点		
計 機関	人								

注 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

別記第 17 号様式 助産台帳

助産台帳

美深町

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金額	備考
	月 日 時 分		~ 月 日 月 日	円	
	月 日 時 分		~ 月 日 月 日	円	
	月 日 時 分		~ 月 日 月 日	円	
	月 日 時 分		~ 月 日 月 日	円	
	月 日 時 分		~ 月 日 月 日	円	
	月 日 時 分		~ 月 日 月 日	円	
	月 日 時 分		~ 月 日 月 日	円	
	月 日 時 分		~ 月 日 月 日	円	

別記第 18 号様式 学用品の給与状況

学用品の給与状況

学校名	学年	児童生徒氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳								実支出額	備考
					教科書				その他学用品					
					国語				ノート					
				月 日									円	
計	小学校	人											円	
	中学校	人											円	

学用品を上記のとおり給与しました。
年 月 日

給与責任者（学校長）
氏名

印

- 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
- 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。
- 本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

別記第 19 号様式 応急仮設住宅台帳

応急仮設住宅台帳

美深町

世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
	人								円	
世帯										

- 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
- 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
- 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

別記第 20 号様式 住宅応急修理記録簿

住宅応急修理記録簿

美 深 町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了年月日	実支出額	摘要
			円	
計	世帯			

本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

別記第 21 号様式 死体の搜索状況記録簿

死体の搜索状況記録簿

美深町

年月日	搜索人員	搜索用機械器具								実支出額	備考
		名称	借 上			修 繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕年月日	修繕費	修繕の概要			
	人				円			円	円		

- 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
- 2 搜索用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
- 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
- 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

別記第 22 号様式 死体処理台帳

死 体 処 理 台 帳

美深町

処 理 年月日	死体発 見の日 時及び 場所	死亡者 氏名	遺族		洗浄等の処理			死体の 一 時 保 存	検案料	実 支出額	備考
			氏 名	死亡者 との関係	品 名	数量	金額				
計		人									

本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

別記第 23 号様式 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

美 深 町

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者			埋葬費			備考
		氏 名	年齢	氏名	死亡者 との 関 係	棺（付 属品を 含む）	埋 葬 又 は 火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

- 1 埋葬を行った者が村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 2 町長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
- 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。
- 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

別記第 24 号様式 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

美 深 町

住家被害 程度区分	氏 名	除去に要した 期 間	実支出額 円	除去に要すべき 状態の概要	備 考
計	半壊 半焼	世帯			
	床上 浸水	世帯			

- 1 住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊（焼）、床上浸水の区分を記入すること。
- 2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

別記第 25 号様式 賃金作業員雇用台帳

賃 金 作 業 員 雇 用 台 帳

救助種別												
住所	氏名	日額	月分					基本賃金		割増賃金		給与額
			日	日	日	日	日	日数	金額	日数	金額	
計	人	円										

- 1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。
- 2 各日別就労状況は、1日就労したものは「1」と表示する。また、5時間の時間外就労は「1.5」と表示すること。

別記第 26 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関								
		担 当 者 職 氏 名								
		連 絡 先		TEL			FAX			
災 害 の 状 況 ・ 派 遣 理 由	覚 知			年	月	時	分			
	災 害 発 生 日 時			年	月	時	分			
	災 害 発 生 場 所									
	災 害 名									
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況									
派 遣 を 必 要 と す る 区 域						希 望 す る 活 動 内 容				
気 象 の 状 況										
離 着 陸 場 の 状 況	離 着 陸 場 名									
	特 記 事 項	(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況(障害物等)ほか)								
必 要 と す る 資 機 材	現 地 で の 資 機 材 確 保 状 況									
	特 記 事 項									
傷 病 者 の 搬 送 先					救 急 自 動 車 等 の 手 配 状 況					
他 機 関 の 応 援 状 況	他 に 応 援 要 請 し て い る 機 関 名									
	現 場 付 近 で 活 動 中 の 航 空 機 の 状 況									
現 地 最 高 指 揮 者	(機 関 名)		(職 ・ 氏 名)							
無 線 連 絡 方 法	(周 波 数)		H z							
そ の 他 参 考 と な る 事 項										
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考	

別記第 27 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 号
年 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者 北海道総務危機管理監 様

要請機関の長 印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災 害 発 生 日 時	年 月 日 () 時 分							
災 害 発 生 場 所								
派 遣 区 域								
離 着 陸 場								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災 ヘリコプターに 係る活動内容等	[地元の活動状況 (消防防災ヘリコプター運航に係る分)]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況								
そ の 他 参 考 と な る 事 項								
搭 乗 者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

別記第 28 号様式 救急患者の緊急搬送情報伝達票

救急患者の緊急搬送情報伝達票 (第 報)

要 請 年 月 日	年 月 日 時 分
1 要請市町村名 美深町	電話 FAX
担当者 課名	職名 氏名
2 依頼病院名	電話 FAX
所在地	
担当者 (医師名) 医師	氏名
3 受入れ医療機関	
所在地	
電話	FAX
受入れ医療機関の了承	有 ・ 無
4 患者氏名	生年月日 年 月 日 歳 男・女 体 重 kg 職業
住 所	
病 名	現 状
経 過	
5 付添搭乗者 (医師、看護師の所属：依頼病院	・ 受入れ医療機関)
氏 名	医 師 年齢 歳 体重 kg
	看護師 年齢 歳 体重 kg
	付添人 年齢 歳 体重 kg
6 運航上の必要事項	
(1)患者に装備されている医療機器の状況	
①点滴 (規格 ×、重量 g)	
②保育器 (規格H ×W ×L、重量 g)	
③酸素吸入器 (規格 ×、重量 g)	
④その他 (名称、規格 ×、重量 g)	
(2)積載される機器の種類、重量及び規格	
①依頼病院 kg kg kg	
②受入れ医療機関 kg kg kg	
現地離着陸場	メモ

注 1) 市町村は No. 1～6 の項目を記載の上要請すること。

別記第 29 号様式 自衛隊派遣要請書

派遣要請書

平成 第 年 月 号 日

北海道知事 様

美深町長 印

災害派遣の要請について

このことについて、次のとおり人命保護のため緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣を要請願います。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

※ヘリコプターの場合、添乗者の職・氏名・年齢・職業・続柄等を記入すること。

別記第 30 号様式 自衛隊撤収要請書

撤収要請書

平成 第 年 月 号 日

北海道知事 様

美深町長 印

災害派遣撤収要請について

平成 年 月 日付、第 号をもって要請した災害派遣については、
ので、下記の日時をもって撤収します。

記

撤収要請日時 平成 年 月 日 時 分

別記第 31 号様式 公費負担命令書(水防法)

公用負担命令票

住所
氏名

水防法第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。

1 目的物

- (1)所在地
- (2)名 称
- (3)種類 (又は内容)
- (4)数 量

2 負担内容 (使用・収用・処分等について詳記すること。)

年 月 日

命令者 職 氏名

印

別記第 32 号様式 水防活動実施報告

水防活動実施報告書

(市町村名)

自 年 日
至 年 日

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分			備考	
	団体数	活動延 人員	主要 資材	その他 資材	計	使用資材費				
						団体数	主要 資材	その他 資材		計
道 (都府県)分 前 回 迄	人	円	円		円	円		円	円	
月分 ()										
月分 ()										
月分 ()										
月分 ()										
月分 ()										
小計										
累計										
水防管理団体分 前 回 迄										
月分 ()										
月分 ()										
月分 ()										
月分 ()										
月分 ()										
小計										
累計										

(作成要領)

- 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 「団体数」欄の () 書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

別記第 33 号様式 罹災証明願

罹 災 証 明 願

年 月 日

美 深 町 長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

下記の災害により罹災したことを証明願います。
なお、申請内容に虚偽等があった場合には、証明を取り消されても異議はありません。

罹 災 原 因		
罹 災 年 月 日	年 月 日 時 分頃	
罹 災 場 所		
罹 災 物 件 度 及 び 罹 災 程 度	<input type="checkbox"/> 建物 用途 【 】 構造 【 】 面積 【 m ² 】 <input type="checkbox"/> その他 【 】	<input type="checkbox"/> 全壊（全損） <input type="checkbox"/> 大規模半壊（大規模半損） <input type="checkbox"/> 半壊（半損） <input type="checkbox"/> 半壊（半損）に至らない <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水
罹 災 内 容		
罹 災 証 明 書 の 先 提 出 先		

別記第 34 号様式 罹災証明書

罹 災 証 明 書

年 月 日

様

美深町長

印

下記の災害により 罹災 したことを証明します。

罹 災 原 因		
罹 災 年 月 日	年 月 日 時 分頃	
罹 災 場 所		
罹 災 物 件 度 及 び 罹 災 程 度	<input type="checkbox"/> 建物 用途 【 】 構造 【 】 面積 【 m ² 】 <input type="checkbox"/> その他 【 】	<input type="checkbox"/> 全壊（全損） <input type="checkbox"/> 大規模半壊（大規模半損） <input type="checkbox"/> 半壊（半損） <input type="checkbox"/> 半壊（半損）に至らない <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水
罹 災 内 容		
罹 災 証 明 書 の 提 出 先		

別記第 35 号様式 罹災届出証明願

罹 災 届 出 証 明 願

年 月 日

美 深 町 長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

次のとおり 罹災 の状況を届け出たことを証明願います。
なお、申請内容に虚偽等があった場合には、証明を取り消されても意義はありません。

罹 災 原 因		
罹 災 年 月 日	年 月 日 時 分頃	
罹 災 場 所		
罹 災 物 件 度 及 び 罹 災 程 度	<input type="checkbox"/> 建物 用途 【 】 構造 【 】 面積 【 m ² 】 <input type="checkbox"/> その他 【 】	<input type="checkbox"/> 全壊（全損） <input type="checkbox"/> 大規模半壊（大規模半損） <input type="checkbox"/> 半壊（半損） <input type="checkbox"/> 半壊（半損）に至らない <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水
罹 災 内 容		
罹 災 届 出 証 明 書 の 提 出 先		

別記第 36 号様式 罹災届出証明書

罹 災 届 出 証 明 書

年 月 日

様

美深町長

印

次のとおり罹災の状況を届け出たことを証明します。

罹 災 原 因		
罹 災 年 月 日	年 月 日 時 分頃	
罹 災 場 所		
罹 災 物 件 度 及 び 罹 災 程 度	<input type="checkbox"/> 建物 用途【 】 構造【 】 面積【 m ² 】 <input type="checkbox"/> その他 【 】	<input type="checkbox"/> 全壊（全損） <input type="checkbox"/> 大規模半壊（大規模半損） <input type="checkbox"/> 半壊（半損） <input type="checkbox"/> 半壊（半損）に至らない <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水
罹 災 内 容		
罹 災 届 出 証 明 書 の 提 出 先		

別記第 37 号様式 被害認定再調査申請書

被害認定再調査申請書

年 月 日

美 深 町 長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

印

下記の理由により、被害認定の再調査を申請します。

再 調 査 理 由		
再 調 査 被 害 箇 所	<input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 柱（又は耐久壁） <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 内壁 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 建具 <input type="checkbox"/> 床（階段含む） <input type="checkbox"/> 設備 <input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 添付資料
交 付 済 証 明 番 号		
罹 災 原 因		
罹 災 年 月 日	年 月 日 時 分頃	
罹 災 場 所		
罹 災 物 件 度 及 び 罹 災 程 度	<input type="checkbox"/> 建物 用途 【 】 構造 【 】 面積 【 m ² 】	<input type="checkbox"/> 全壊（全損） <input type="checkbox"/> 大規模半壊（大規模半損） <input type="checkbox"/> 半壊（半損） <input type="checkbox"/> 半壊（半損）に至らない <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水
	<input type="checkbox"/> その他 【 】	
罹 災 内 容		
罹 災 証 明 書 の 提 出 先		

別記第 38 号様式 罹災証明書 (再認定)

罹 災 証 明 書 (再認定)

年 月 日

様

美深町長

印

先に交付した第 号の証明について、再調査の結果、下記のとおり証明します。

罹 災 原 因		
罹 災 年 月 日	年 月 日 時 分頃	
罹 災 場 所		
罹 災 物 件 度 及 び 罹 災 程 度	<input type="checkbox"/> 建物 用途【 】 構造【 】 面積【 m ² 】 <input type="checkbox"/> その他 【 】	<input type="checkbox"/> 全壊(全損) <input type="checkbox"/> 大規模半壊(大規模半損) <input type="checkbox"/> 半壊(半損) <input type="checkbox"/> 半壊(半損)に至らない <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水
罹 災 内 容		
罹 災 証 明 書 の 提 出 先		

別記第 39 号様式 被災証明願

被災証明願

年 月 日

美 深 町 長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号 印

下記の災害により被災したことを証明願います。

なお、申請内容に虚偽等があった場合には、証明を取り消されても異議はありません。

使用目的及び 証明の提出先	
申請人と被災 対象物との関係	所有者 管理者 占有者 担保者 その他 ()
被災内容	家財 車両 その他 ()
被災場所(住所)	
所有者等	
被災原因	平成 年 月 日 () に発生した <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風 号 <input type="checkbox"/> 集中豪雨 <input type="checkbox"/> 暴風雪 <input type="checkbox"/> ()
被災状況	

※ 被災状況が確認できる写真等を添付

別記第 40 号様式 被災証明書

被災証明書

年 月 日

様

美深町長

印

下記の災害により被災したことを証明します。

使用目的及び 証明の提出先	
申請人と被災 対象物との関係	所有者 管理者 占有者 担保者 その他 ()
被災内容	家財 車両 その他 ()
被災場所(住所)	
所有者等	
被災原因	平成 年 月 日 () に発生した <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風 号 <input type="checkbox"/> 集中豪雨 <input type="checkbox"/> 暴風雪 <input type="checkbox"/> ()
被災状況	

別記第 41 号様式 被災届出証明願

被災届出証明願

年 月 日

美深町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

下記のとおり、被災の状況を届け出たことを証明願います。

なお、申請内容に虚偽等があった場合には、証明を取り消されても異議はありません。

使用目的及び証明の提出先	
申請人と被災対象物との関係	所有者 管理者 占有者 担保者 その他 ()
被災内容	家財 車両 その他 ()
被災場所(住所)	
所有者等	
被災原因	平成 年 月 日 () に発生した <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風 号 <input type="checkbox"/> 集中豪雨 <input type="checkbox"/> 暴風雪 <input type="checkbox"/> ()
被災状況	

※ 被災状況が確認できる写真等を添付

別記第 43 号様式 罹災台帳 兼 罹災証明書等交付台帳

罹災台帳 兼 罹災証明書等交付台帳

整理番号	証明番号	証明発行日	証明申請日	住 所	氏 名	罹災年月日	罹災場所	罹災原因	罹災物件	罹災状況
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

別記第 44 号様式 被災者台帳

被災者台帳

美 深 町

世帯主	住 所				住 家	全壊（全損） 大規模半壊（大規模半損） 半壊（半損） 半壊（半損）に至らない 床上浸水 床下浸水			
	氏 名		世帯 人員		非 住 家	全壊（全損） 大規模半壊（大規模半損） 半壊（半損） 半壊（半損）に至らない 床上浸水 床下浸水			
	避難先 連絡先				人的被害	死亡 人 、 重傷 人 、 軽傷 人			
被災年月日		年 月 日			被災場所				
被災（罹災） 証明書番号					被災者支援 受状況				
被災者家族									備 考
区分	氏 名	年令	性別	続柄	職業	勤務先 (学校名)	死 亡	負 傷 (重傷・軽傷)	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									



美 深 町

担当：総務課総務グループ

〒098-2252 中川郡美深町字西町 18 番地

TEL：(01656)2-1611

FAX：(01656)2-1626

E-mail：b-soumu@town.bifuka.hokkaido.jp

URL：http://www.town.bifuka.hokkaido.jp